

平成30年2月1日
一部改正 平成31年1月29日
一部改正 令和3年3月1日
支出負担行為担当官
近畿中部防衛局長(決裁)

近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、近畿中部防衛局（以下「当局」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品及び役務の調達、その他の契約（以下「物品調達等」という。）を見積合わせで行う場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りの相手方を特定しないで調達内容・数量等を公示し、広く見積書の提出を募り、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第4号まで及び第7号に規定する契約のうち、当局がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 オープンカウンター方式により見積合わせを実施する案件は、大阪合同庁舎第2号館掲示板、当局5階、6階掲示板及び当局管内防衛事務所の掲示板並びに当局ホームページで公表する。

(参加資格)

第5条 見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされていないこと、又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と

契約を行おうとする者でないこと。

- 2 前項各号に定めるもののほか、見積合わせに参加することができる者の資格要件は、各案件の公示において必要な事項等を明示する。

(見積書の提出等)

第6条 見積合わせに参加を希望する者は、当局ホームページで掲載又は当局が手交した見積依頼、本要領、仕様書、その他資料（以下「仕様書等」という。）を熟読又は熟覧した上、見積りしなければならない。

- 2 前項において希望があれば、手交に替え仕様書等を電子メール又はファックスにて受領することができる。
- 3 見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
- 4 見積書は次の要領により記載すること。
 - (1) 件名、金額、数量、調達番号、履行期限、履行場所、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名をすること
 - (2) 見積金額を訂正しないこと
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと
 - (5) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官（会計法第13条第3項に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の指示に違反しないこと
- 5 見積書及び資格証明書の提出に当たっては、持参の他、郵送、民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便又は電子メールにより提出しなければならない。
- 6 前項において、提出期限までに到着しなかった見積書は無効とする。
- 7 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせは、見積依頼に記載した日時に非公開で行う。
- 3 提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。

(無効な見積書)

第8条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
- (2) 件名、金額、氏名等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

- (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
- (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (7) 見積書提出期限までに提出されなかった見積書
- (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (9) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約相手方の決定)

- 第9条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定するものとする。
- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
 - 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
 - 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に通知するものとする。

(結果の公表)

- 第10条 見積合わせの結果は契約の相手方の決定後、当局ホームページにおいて速やかに公表するものとする。
- 2 前項において公表に付する事項は、調達番号、件名、提出者数、受注決定者及び決定価格とする。
 - 3 第1項の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する照会には応じないものとする。

(契約の締結)

- 第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して5日以内（行政機関の休日を含まない。）に支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官から書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。
 - 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第53条に規定する別記第14号書式、別記第15号書式又は別記第16号書式）を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(異議の申し立て)

第12条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 その他、本要領による契約について必要な事項は次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 支出負担行為担当官は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 支出負担行為担当官は都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。

附 則

この要領は平成30年2月1日以降の物品調達等の見積合わせから適用する。

この要領は令和3年3月1日以降の物品調達等の見積合わせから適用する。